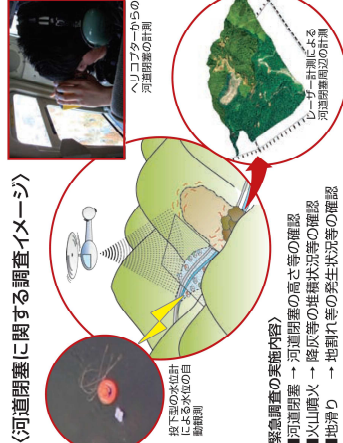


**緊急調査**

〈河道閉塞に関する調査イメージ〉



〈緊急調査の実施内容〉

- 河道閉塞 → 河道閉塞の高さ等の確認
- 火山噴火 → 降灰等の堆積状況等の確認
- 地滑り → 地割れ等の発生状況等の確認

**緊急調査（法第28条、29条）**

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合には都道府県が緊急調査を行うこととされています。

- 河道閉塞による溜水が発生原因とする土砂災害（国土交通省が実施）
  - ・河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合
  - ・おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

- 河道閉塞による溜水（国土交通省が実施）
  - ・河道閉塞（天然ダム）の高さがおおむね20m以上ある場合
  - ・おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

- 火山噴火に起因する土砂災害（国土交通省が実施）
  - ・河川の勾配が10度以上である区域のおおむね5割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合
  - ・おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

- 地滑り（都道府県が実施）
  - ・地滑りにより、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合
  - ・おおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合

**土砂災害防止法の一部改正に基づく「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」の概要**

**■法改正の目的**

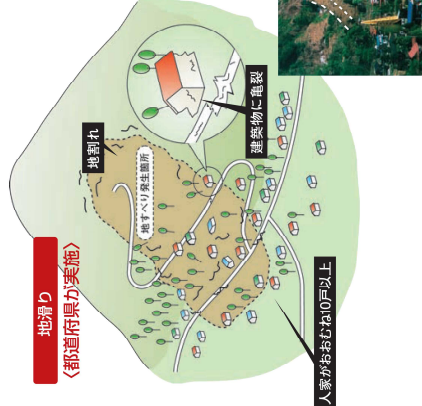
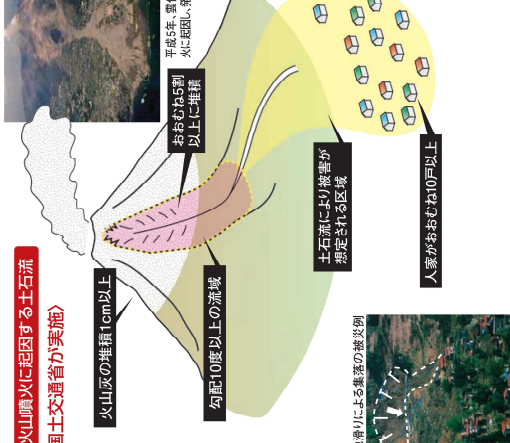
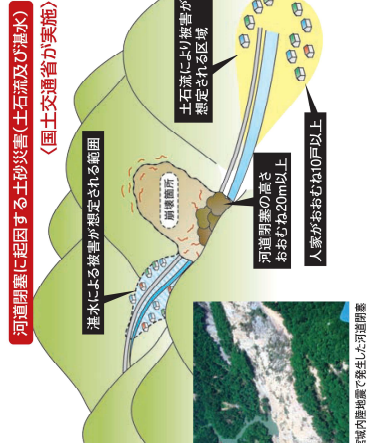
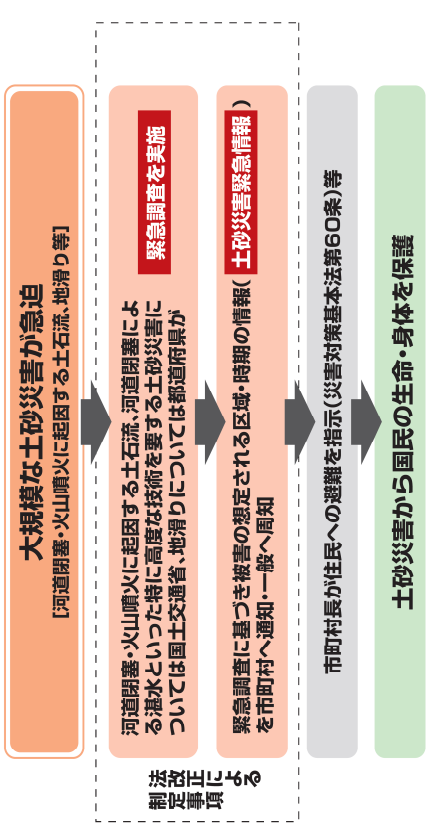
大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行うよう時に高度な技術を要する土砂災害については**国土交通省**が、その他の土砂災害については**都道府県**が、被害の想定される**区域・時期の情報**を提供することとします。

**■法改正の背景**

- ①新潟県中越地震（平成16年）、岩手・宮城内陸地震（平成20年）の際、多数の河道閉塞（いわゆる天然ダム）が形成され、県など地元自治体からの**要請**を受け、**緊急対策を国土交通省が支援**しました。
- ②河道閉塞・火山噴火に起因する土砂災害および地滑り等による大規模な土砂災害が急迫している場合、ひとたび発生すると**広範囲に多大な被害が及び**とともに時々刻々と変化する**リスクの把握が重要**となります。
- ・住民に避難指示をする権限は市町村にありますが、大規模な土砂災害の経験が少なく、**避難指示の判断等の根拠となる情報を自ら入手することが困難**なため、**国土交通省又は都道府県による技術的支援が必要**になります。

**■法改正に至る経緯**

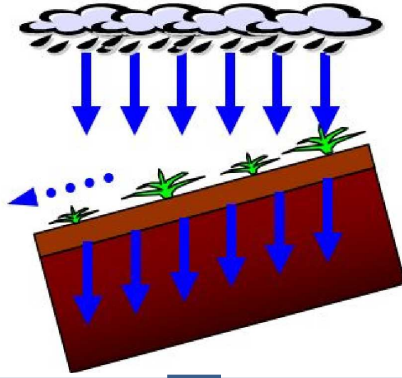
平成21年12月 「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」による提言  
 平成22年11月 第176回国会にて成立（衆院・参院ともに全会一致） 法律公布  
 平成23年5月 施行



〈国土交通省が実施〉

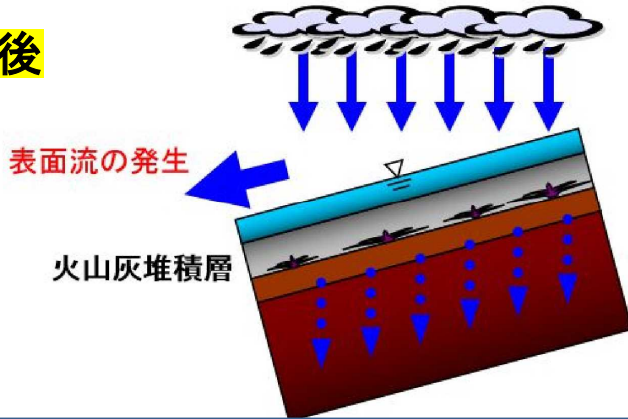
〈都道府県が実施〉

降灰前



雨水はほとんど地中にしみ込み地表面の水の流れは発生しにくい

降灰後

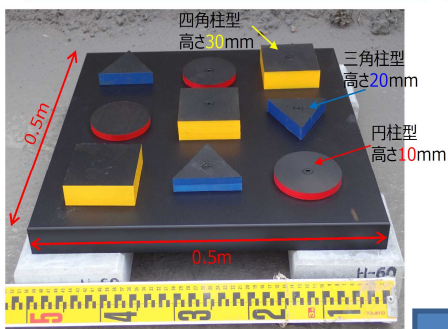


火山灰の堆積により雨水がしみ込みにくくなり、表面流が多量に発生し、土石流が起きやすくなる。

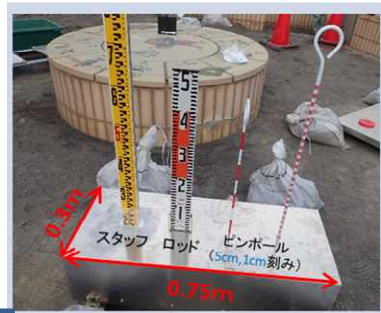
火山灰堆積厚把握手法の現地試験

火山噴火後の火山灰堆積調査について、降灰マーカー及び降灰ゲージを用いた手法の現地試験を阿蘇山・霧島山の高標高地点で実施し、視認性や耐久性の確認を行う。

降灰マーカー



降灰ゲージ



UAVにて撮影



UAV

立入規制範囲での調査を想定し、無人航空機(UAV)による上空からの撮影を実施

